

新生銀行 でんさいネットサービス

でんさいネットとは？

全国銀行協会が設立した電子債権記録機関が、株式会社全銀電子債権ネットワークです。全国の金融機関が参加します。同社の通称を「でんさいネット」と呼び、同社による電子記録債権を「でんさい」といいます。

電子記録債権とは？

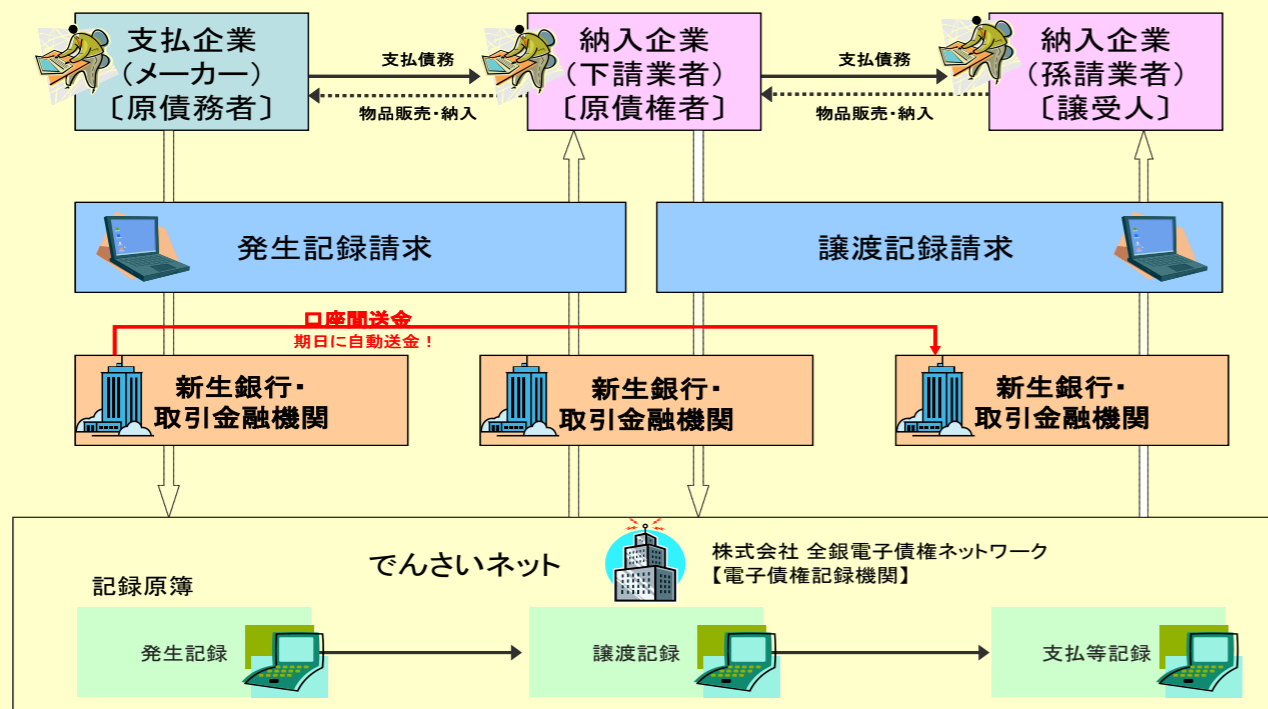
手形債権や指名債権(売掛債権等)が抱える問題を克服し、事業者の資金調達の円滑化を図るために創設された新たな金銭債権です。電子債権記録機関が作成する記録原簿に電子的な記録を行うことで、効力が発生します。

でんさいネットの取引の特長

1: 手形的利用	2: 全銀行参加型	3: 間接アクセス方式
<ul style="list-style-type: none"> 汎用性のある手形同様の利用方法採用。 手形の取引停止処分制度と類似制度を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の銀行間の決済システムを利用することで確実な資金決済の仕組みをご提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関を経由して「でんさいネット」にアクセス。現在利用の取引金融機関をそのまま利用頂くことが可能。

でんさいネットの取引のイメージ

- 「でんさい」の発生・譲渡・支払・開示等は、取引金融機関を通じて行います。
- 「でんさい」は口座間送金決済による支払が原則で、支払期日になると自動的に送金されます。



でんさいネットサービスの開始について

- 株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称:でんさいネット)は平成25年2月18日(月)に開始しました。
- お申込に係るお問い合わせにつきましては、新生銀行のお取引営業部までお問い合わせください。また、お申込に際しては利用資格要件(次葉参照)等を満たして頂く必要があります。

ご利用口座

決済口座は当座預金のみとなります。現在ご利用中の口座をお使いいただけます。

サービス内容

インターネット及びFAX等の書面をご利用頂けます。

サービス種類	サービス内容
--------	--------

- 発生記録請求** 「でんさい」を債務者請求方式または債権者請求方式により発生させることができます。
- 譲渡記録請求** 受け取った「でんさい」を譲渡することができます。原則として保証記録が随伴します。
- 分割記録請求** 受け取った「でんさい」を分割し、譲渡したり、割引したりすることができます。
- 保証記録請求** 譲渡に随伴しない保証記録の請求をすることができます。
- 変更記録請求** 権利内容の変更記録請求ができます。

ご利用時間

- インターネットでの利用時間: 7:00~24:00 (原則はインターネットでのご利用による受付となります。)
- 書面による受付: 9:00~15:00 (変更請求の一部等の電子記録は書面請求が必要です。)
- システムメンテナンス等によりご利用頂けない時間帯が生じることがございます。予めご諒解ください。

ご利用料金

- 新生銀行では、取扱開始当初の一定期間において下表を除き手数料は無料と致します。
- 手数料は、ご指定頂いた決済口座からの口座引き落としでの取り扱いを原則と致します。(所定様式でお申込み)

取引種別	種類	1件当たり手数料(税抜)
開示	通常開示(オンライン)	0円
	特定開示(書面)	2,000円
	残高開示(都度発行方式)	3,000円

でんさいネットをご利用いただくメリット

支払う(債務者になる)場合のメリット

- 支払い事務の軽減・搬送コスト削減等が期待できます。
- 印紙税は課税されません。

<ul style="list-style-type: none"> 手形発行の事務手続きが面倒で、搬送代の負担も大きい。 手形の印紙税負担が大きい。 手形・振込・一括決済等、複数の支払手段があつて非効率。 	「でんさい」を活用すると...	<ul style="list-style-type: none"> 手形発行・振込準備等の支払事務負担が軽減。手形の搬送費も削減。 印紙税の課税なし。 複数の支払手段の一本化が可能となり資金管理の効率化が可能。
--	-----------------	---

受取る(債権者になる)場合のメリット

- 紛失・盗難リスクがなく、保管・管理の負担が軽減されます。
- 必要な金額だけ分割・譲渡ができ、取立手順が不要になります。

<ul style="list-style-type: none"> 手形の紛失・盗難に不安で保管も面倒。 必要な金額だけ手形を譲渡・割引することができない。 手形の取立手順が面倒。 振込の場合、入金日までの資金繰りが大変。 	「でんさい」を活用すると...	<ul style="list-style-type: none"> ペーパーレス化により紛失・盗難リスクがなくなり、厳重な保管・管理が不要。 必要な分だけ分割して譲渡・割引が可能。 支払期日に取引金融機関の口座に自動入金され、面倒な取立手順が不要。 「でんさい」は流通性高い債権として従来、資金繰りで利用ができなかった債権の譲渡・割引等が可能になり資金効率が向上。
--	-----------------	---

ご利用者の要件

①「債権者利用限定特約」または「保証利用限定特約」のいずれも締結されない場合（債務者として利用する場合）

	利用者要件	備考
a	法人、国および地方公共団体または消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条2項に規定する事業者である個人	—
b	日本国居住者	・決済口座が居住者円預金口座であることを確認させていただきます。
c	窓口金融機関に決済口座を開設	・決済口座が利用者の本人名義の口座で、利用契約の締結が犯罪収益移転防止法令に定める本人確認済の顧客等との取引であることを前提と致します。 ・ 新生銀行で取扱う決済用口座の種別は、当座預金のみ、となります。
d	反社会的勢力に属さないこと	・当行が保有する情報により確認させていただきます
e	自然人である場合には行為能力を制限されていないこと	—
f	債務者としての支払能力を有していること（*）	・でんさいセンターから債務者利用停止措置を受けていないこと（支払不能情報照会により確認）を確認させていただきます。 ・当座預金口座を開設する場合に準じた当行としての審査を行わせて頂きます。
g	信託の受託者として利用する場合、以下のいずれかに該当すること ・信託業法に基づく信託業の免許を受けている者 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にもとづく認可を受けている者	—

（*）「でんさい割引」「でんさい担保」のご利用を検討されている場合、割引や担保利用は新生銀行が独自に行う業務であり、その取扱については新生銀行として所定の融資審査が必要です。また、割引実行時には割引料（金利）を要しますが、割引条件等は新生銀行担当者と事前にご相談ください。

②「債権者利用限定特約」を締結される場合
上表の利用者要件のうち、fの確認は行いません。

③「保証利用限定特約」を締結される場合
②同様ですが、その他に以下の要件を全て満たして頂く必要があります。

	利用者要件
h	以下のいずれかに該当すること ・消費者契約法第2条第2項に規定する事業者に準じる個人（事業のために電子記録保証人になろうとする者に限る：法人の代表者など）。 ・でんさいについて民事上の保証債務を履行した民事上の保証人。
i	・参加金融機関が認めた者。

ご利用の申込書類

利用申込書
（含む利用情報の取扱いに関するご同意）

でんさいネットのご利用の際の留意事項について（ご担当者によりご確認印）

印鑑証明書 及び 商業登記簿謄本

新生銀行より下記2つの規程をお渡し致します。
・「業務規程・業務規程細則」（参加金融機関共通）

・「新生銀行 電子債権サービス利用規程」

ご利用申込後の流れ

1. 新生銀行より簡易書留便にて電子債権サービス登録完了のお知らせをお送りします。大切に保管ください。
（A 電子債権取引時に必要です。 B 初期ログイン時に必要です）



2. 新生銀行ホームページからアクセスしてください。
新生銀行ホームページの「法人のお客さま」をクリックし「商品・サービス」にカーソルを合わせてインターネットサービスの「でんさい」をクリックしてください。・・下図①参照
なお、実際の初期設定作業にあたっては、「新生銀行版初期設定マニュアル」を参照のうえ、ご設定をお願いいたします。・・・下図③参照



3. 初期設定画面にログインします。
ご利用者様用ログインアドレス欄の「ご利用者様用初期設定アクセス先」をクリックしてください。・・下図②参照



4. 「電子債権サービス登録完了のお知らせ」に記載の加入者番号、ログインパスワード・確認用パスワード(B)を入力してログインしてください。



5. ご自分のIDを作成してください。
初期設定マニュアルに従い、ご自分のIDを登録してください。ID名称、設定されたパスワード類はメモを取られる等により管理願います。

6. 一般ユーザーIDを作成してください。
必要に応じて各担当者のIDに権限付与を行ってください。

パスワードの失念や規定回数を越えてパスワードを誤った為にログイン不可となった場合、管理者権限が付与された一般ユーザーIDもしくはマスターIDにより解除できます。

管理者権限付与の一般ユーザーIDは、マスターユーザー不在時やマスターユーザー自身のパスワードエラー時のログイン不可に対応出来ますので、管理者権限を付与したID作成をお勧めします。

7. 電子記録債権取引で使用する際のID権限を付与してください。
また、各ユーザーIDごとに口座権限、取引内容ごとの承認権限を付与してください。

8. 担当者へ一般ユーザーIDと初期パスワードをご通知ください。
担当者は自身のIDと初期ログインパスワードでログインし、パスワード変更を行ってください。
パスワード変更後画面がメインメニューに切り替わりますので、電子記録債権取引システムへ入り、処理を行ってください。

9. 操作方法など
システム利用方法、初期設定、IDロック解除／パスワード初期化などは各マニュアルを参照ください。
・・・左図③参照